

外国人雇用は5年で2倍に

改正入管難民法の成立で労働力確保?!

ここ近年、外国人労働者が増加の一途をたどっていました。2011年の東日本大震災を機に多くの外国人が帰国、労働市場も手薄になってきた。その後、外国人労働者の増加は、5年前と比べて約2倍の増加となっており、2017年10月の調査結果では約127万人にのぼります(厚生労働省調査より)。

外国人雇用は、5年前と比べて約2倍の増加となっており、2017年10月の調査結果では約127万人にのぼります(厚生労働省調査より)。

この問題も出てきます。このように、年金受給に関する期間要件は10年ですが、10年未満で帰国する外国人労働者のために、出国後に受給できるように、脱退一時金の制度を改正する案も出ています。現在は3年が上限とな

ありますが、今後長期間に渡って働く外国人労働者の増加に伴い、上限を5年に引き上げることによって一時金が不足し、外国人労働者がより長く働ける環境を作ろうというものです。そこで、厚生年金の脱退一時金の基本を確認していきましょう。

あること
●日本国籍を有しない者であること
●老齢厚生年金の受給要件を満たしていない者であること
また、受給ポイントとしては以下のようなになります。

外国人労働者にも年金

21か国と社会保障協定結ぶ

法(改正入管難民法)が可決、成立しました。この法案は様々な問題を抱えています。労働力確保のためには外国人の採用が不可欠な状況で、人材確保の観点からも喫緊の課題ともいえます。

年金制度は、日本で働いた外国人の保険料の掛け捨てを防ぐためのもので、現在21か国と社会保障協定を締結しています。社会保障協定とは、保険料の二重負担の防止や掛け捨てとならないために、本国の年金制度に加入していたとみなすことができる。

しかしか仕事に來なくなつてしまつたり、失踪してしまつた例が相次ぎました。決して労働状況が過酷だったわけではありませんが、母国で学んだ日本の慣習や言葉の壁などが様々な要因で職場を離れてしまったとみられています。

労働面では、在留カードに示されている在留資格でしか仕事をすることはならず、それ以外で仕事をすることは資格外活動となり、1週間あたり28時間までという労働時間の制限が出てきます。その在留カードやパスポートの偽造が横行しており、数万円から数十万円などで取引されていることなども耳にします。

労働面では、在留カードに示されている在留資格でしか仕事をすることはならず、それ以外で仕事をすることは資格外活動となり、1週間あたり28時間までという労働時間の制限が出てきます。その在留カードやパスポートの偽造が横行しており、数万円から数十万円などで取引されていることなども耳にします。

公的保険アドバイザーからの情報特旬便!

~第23回~

(一社)公的保険アドバイザー協会 福島 紀夫

<https://siaa.or.jp/>



改正法によつて外国人が増えることで、年金限の3年を延長し、さら

しかし、未締結の国からやって来る労働者については継続されるための制度はないため、脱退一時金の制度を活用することになります。外国人労働者に長く働いてもらうことも含めて、この上限の3年を延長し、さら

労働面では、在留カードに示されている在留資格でしか仕事をすることはならず、それ以外で仕事をすることは資格外活動となり、1週間あたり28時間までという労働時間の制限が出てきます。その在留カードやパスポートの偽造が横行しており、数万円から数十万円などで取引されていることなども耳にします。

労働面では、在留カードに示されている在留資格でしか仕事をすることはならず、それ以外で仕事をすることは資格外活動となり、1週間あたり28時間までという労働時間の制限が出てきます。その在留カードやパスポートの偽造が横行しており、数万円から数十万円などで取引されていることなども耳にします。

今後増える外国人労働市場、問題も多いですが期待も大きくなることでしょう。

■「保険業界向けセミナー 好評開催中!」
大阪 3月20日(水)
東京 4月17日(水)

人材確保、年金、生活の違いなど外国人労働市場の問題と期待